

会 議 録

会議の名称	第15回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 3月18日(木) 午後 1時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	鈴木澄夫委員(西目町) 木内忠一委員(由利町)
	<p>1. 開 会</p> <p>2. 「名付け親大賞」記念品贈呈</p> <p>3. 会長あいさつ</p> <p>4. 会議録署名委員の指名について</p> <p>5. 議 題</p> <p> (報告事項)</p> <p> 報告第25号 平成15年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第2号)について</p> <p> (協議事項)</p> <p> 協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)</p> <p> 協議第50号 児童福祉事業の取扱いについて</p> <p> 協議第51号 その他の福祉事業の取扱いについて</p> <p> 協議第52号 第三セクターの取扱いについて</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉 会</p>
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(39名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侖	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋		
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"		"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子
				4号委員	
				委 員	石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	三 浦 啓 助
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		電算推進 班長	齋 藤 一 昭	佐 藤 徳 和
		総務班長	三 浦 清 久	

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第15回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に、次第の2「名付け親大賞」の記念品贈呈を行います。

前回、第14回合併協議会において、「由利本荘市」と応募されました239名の中から厳正なる抽選の結果、本荘市の富樫誠さんが見事「名付け親大賞」に当選されました。

それでは、柳田会長より富樫さんに記念品の贈呈を行います。

【富樫誠氏に記念品の贈呈】

○事務局

おめでとうございます。なお、名付け親賞15名とふるさと賞30名の皆さんには、事務局より近日中にご自宅あてに賞品をお送りさせていただきます。

次第の3、会長あいさつ。

○柳田会長

それでは、第15回の合併協議会の開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は協議会に先立ちまして、新市の名称を「由利本荘市」と応募されました239名の方の中から厳正な抽選の結果、本荘市の富樫誠さんが当選され、「名付け親大賞」としてただいま記念品の贈呈を行いました。

富樫さん、おめでとうございます。

さて、一市七町合併協議会も回を重ねること15回となりました。協議会も大詰めとなってまいりましたが、新市誕生に向けての生みの苦しみというような感じを委員の皆さん、それぞれお持ちのことと思います。これも「由利本荘市」をスタートさせるための皆さんのご理解、また1市7町住民の方々も委員の皆さんのご尽力に感謝しているところだろうと思います。これからも、より一層の委員の皆様方からのご協力をお願いしましてあいさつといたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の議長は合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっております。会長よろしく申し上げます。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は39名であります。由利町の木内委員、西目町の鈴木委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第4、会議録署名委員を指名いたしたいと思っております。会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、東由利町の小松義嗣委員、大内町の小笠原良一委員を指名いたします。なお、本日の会議時間は午後4時30分までの3時間を予定しております。

これより、次第5の議題に入ります。

最初に、報告第25号「平成15年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第2号)について」事務局から説明を願います。

○事務局

それでは報告第25号の平成15年度会計補正予算(第2号)について説明いたします。資料につきましては、1ページから4ページとなっております。最初に2ページの第1表、歳出予算補正をご覧いただきたいと思います。今回の第2号補正予算につきましては、精算見込み額による歳出にかかる款、相互の予算組み替えによるものでありまして、歳入歳出予算総額はともに前回第1号で補正なりました5,591万9,000円に変更ありません。歳出にかかる補正額欄であります。1款運営費につきましては、1項会議費に61万5,000円、2項事務費に101万円です。運営費計が補正額162万5,000円、計が2,070万5,000円となっております。2款事業費につきましては、1項事業推進費を162万5,000円減額しまして、計が3,421万4,000円です。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。2の歳出の補正を要します各節の内容を簡単に説明いたします。1款1項1目会議費につきましては、1節報酬費に委員報酬としまして46万8,000円、11節需用費は幹事会、市町長会議と協議会開催増に伴う食糧費としまして14万7,000円で補正額が61万5,000円です。次に1款2項1目事業費ですが、9節旅費に普通旅費分としまして35万円。11節需用費は消耗品費に60万円、食糧費に6万円で補正額101万円です。2款1項1目事業推進費につきましては9節旅費に研修旅費としまして、82万円です。それから13節委託料につきましては実績の清算部分によりまして、244万5,000円を減額しまして補正額は減の162万5,000円です。以上の内容によりまして、上のほうのページ、3ページの事項別明細書、1の総括となります。以上のとおり報告第25号補正予算(第2号)をご報告いたします。

○柳田会長

説明終わりましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。ないですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、報告第25号について承認と決しました。確認いただきました。

次に協議事項、今日は協議第33号、第50号、51号、52号の4件がございますが、協議第33号については座長の報告等々承って、それから協議が長引く可能性もあるので、順序を変えて協議第50号、51、52、そのあとに協議第33号にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

協議第50号「児童福祉事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは本日の資料6ページをご覧ください。協議第50号「児童福祉事業の取扱いについて」を説明いたします。これは福祉事業の中から児童福祉にかかわる内容について、ご確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。

- (2)地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。
- (3)放課後児童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4)公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5)保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。

ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。

となっております。

なお、資料につきましては8ページから15ページまで、1市7町の主な内容の現況を掲載してございます。

児童福祉に関しましては少子化対策や子育て支援の観点から、全国的にもまた秋田県としても重点的、積極的に事業を推進しております。専門部会等におきましては、子育て支援体制の充実を図りながら、子育てしやすい環境の醸成を積極的に進める方向で調整をいたしました。8ページと9ページの上段には各市、町で行っている乳幼児医療について、概況を掲載しております。

現在、秋田県では就学前の乳幼児にかかわる医療費の自己負担分について、県と市町村が2分の1ずつ負担して、就学前医療費を無料にする制度を行っておりますが、県事業では所得制限があり、一定以上の所得があれば県事業の該当から外れることとなっております。

現在、本荘市は単独事業として入院についてのみ、県の所得制度をあげて対応しておりますし、鳥海町では中学3年まで入院に要する費用の自己負担分を町単事業として助成しております。大内町は県事業の要綱に基づいて実施しております。また、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町の5町は県の所得制限を超えて県事業には該当とならない乳幼児について、町単独事業として医療費の自己負担分を助成し、就学前医療費の無料化を行っております。

新市においては、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町など5町の例により、県事業の所得制限を超える家庭については、新市で対応することとし、就学前医療費については完全無料化を実施する内容となっております。

次に、地域子育て支援センターについては、国、県補助事業の特別保育事業の一部として現在本荘市、矢島町、大内町、鳥海町が民間や公立の保育所等に設置し、子育ての相談指導による育児不安の解消や子育てサークル等の育成支援、地域における子育て家庭に対する支援策など、子育て支援事業を総合的に推進する事業を実施しております。

大内町は従来型として常勤職員及び非常勤職員をそれぞれ1人置いて対応しておりますし、その他は小規模型といたしまして非常勤職員1人を設置して対応しております。

また、現在、国県補助事業を活用していない町におきましても、子育て相談や育児不安解消のための指導などは、保育園などをおして積極的に対応しておりますので、岩城町、由利町、東由利町、西目町の資料については、その点も含めて記載させていただきました。新市におきましては、少子化対策の一環として子育て支援事業を総合的に推進する意味からも、県や保育所等と調整を図り、子育て支援の拠点として地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う内容となっております。

放課後児童クラブについては、各市、町ともそれぞれ対応しておりますが、大内町と西目町は児童館活動として対応しております。新市におきましては、児童館活動として実施している大内町と西目町については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その他については実施要項等を統一して実施する内容となっております。なお、具体的な調整の内容については今後実施主体と協議を重ねまして、決定していくこととなります。

次に10ページ、11ページには各市、町の保育所について現況を掲載しております。なお、私立の保育所についても保育料は行政が徴収していることから、公設民営保育所とともに名称と定員を掲載させていただきました。確認内容といたしましては、公立保育所については、現行のとお

り新市に引き継ぐものとするという調整内容となっております。12ページから15ページには、各市、町の保育料についての現況を掲載しております。本荘市と岩城町を除く6町については、国が定めている徴収基準額表の階層区分と同じ7階層となっておりますが、本荘市と岩城町は独自の階層区分を採用しておりますので、14ページのほうに別紙1として本荘市の内容を、それから15ページのほうに別紙2として岩城町の内容を掲載しております。

保育料については、国で徴収金基準額表を提示しておりまして、各市、町とも子育て支援の一環として国の基準額の一部を各市、町が負担しまして、実際徴収する保育料を軽減しております。

資料をご覧のように保育料については、各市、町に大きな差異がございます。新市といたしましては、子育て支援の一環として、子育てしやすい環境の醸成を目指し、新市の目玉事業として保育料が総合的にもっとも安い西目町の例により徴収基準を設定する調整案といたしました。

ただし、一部の町においては、特殊事情等により保育料が増額となる階層もありますので、その部分については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一するというような内容としてございます。このことにより、合併後3年間は西目町の例を基準として高い保育料の市、町については西目町と同じ額に統一されますし、西目町より低い部分につきましては現在の町の額により、それぞれの町で不均一で進むこととなります。なお、3年間の据置きというのは、西目町の例によれば3歳未満と3歳以上では保育料に差があることから、合併時ゼロ歳児として入った子供は3歳になりますし、3歳で入った子は卒園となるということで、3年間の据置きとしたところでございます。

その後の段階的な期間につきましては、新市における一体性の考え方や社会情勢の変化もあろうかと思われますので、現段階では期間を定めず段階的に調整を図り統一するというような文言にいたしました。以上のことから調整内容を再度確認いたしますが、13ページの下具体的な調整内容のところをご覧ください。保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については、合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一するという調整内容といたしました。なお、保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表及び県のすこやか子育て支援事業に基づいて、条例規則を統一するとしております。国の保育所徴収金基準額表では、13ページの西目町の下のようにありますように、2人以上同時入所している場合は、保育料に応じて2人目の児童が半額となりますし、3人目は1割の負担となっております。また、秋田県のすこやか子育て支援事業では、第3子以降の保育料を全額助成しておりますし、第1子のゼロ歳児の保育料についても全額助成しております。新市におきましては、国や県の実施内容に基づき条例規則等を統一して実施する内容となっております。以上でございます。

○柳田会長

ただいまの事務局からの説明に対しましてご意見、ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○眞坂孝衛委員(烏海町)

烏海町の眞坂と申します。保育料のことですが、最低のほうに合わせるということになりますと、これによって、現在までいただいている金額に対しましてどれだけの金額差が出るのか。その辺をひとつお願いしたいと思います。

そして、その差が財政的な影響等々についてもお伺いしたいと思います。

○柳田会長

事務局。

○事務局

それではお答えしたいと思います。保育料の増額になる分と、負担になる分というようなご質問でございますが、保育料につきまして分科会、専門部会を通した段階で試算をしておりますので、その試算内容を説明したいと思います。

ただし、保育料の試算につきましては、中途入園や減免対象者の増減等、入園する子供たちがどのように変化するかで大きく変わっているために、正確な数字としては出すことはできませんでした。

今後の、先ほどお話されましたように財政負担を考える必要から、現段階で入園している子供たちの人数や平成14年度の保育料の決算額等をベースとしながら、概算による試算をしております。具体的な試算にあたりましては、年度当初や年度末には園児数の変化も大きいことから、保育園の入園者数についてはある程度平均的になると考えられます。昨年の9月末の各保育園の入園者数をベースとして試算しております。ただし、ここで問題となりますのが先ほどもちよつと説明いたしました、国の基準による減免や秋田県のすこやか子育て支援事業などによります助成等がありまして、金額と掛け合わせたものだけにはならないというところでございます。

ここで、一人ひとりに当てはめながら試算をすればよろしいところなのですが、現実的には不確定要素もあるということで、入園者の内容も日々変化しているということもございますので、概算による試算で算出することにいたしました。その場合、減免を行わないで算出した額と、実際に14年度末決算として納入された分を比較しながら、その数字を推計したということでございます。

この試算によりまして、現在各市、町が徴収している保育料の総額に比べて、どれほど収入減となるかで新市として新たに負担しなければならない金額が増えてくるということが試算されるものでございます。

平成14年度決算額では、1市7町総額で約4億4,750万円ほどの収入となっております。先ほど申しました内容で、調整内容により試算した場合は約2億4,750万円ほどとなりました。これを差し引きしますと約2億円の収入減となるという計算になります。このことによりまして、新市における保育園の運営が現在と同条件となった場合になりますが、減額となる2億円を新市として負担することが必要になるということになります。新市における子育て支援の目玉として保育料を低く抑えることによりまして2億円ほどの財政負担が生じるわけですが、これは現在調整中の財政計画にも含めて検討いただいているところでございます。

以上のような経緯を踏まえまして、調整された内容でございますのでご理解くださいますように、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○柳田会長

よろしいでしょうか、ほかにございませつか。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

新市の子育て支援事業の目玉事業、こういふことでございます。それで西目町を例に軽減を図ると、父母、父兄の軽減を図るとこういふことでございますが、国の徴収基準から何%ぐらい減免されるのかという、わかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○柳田会長

事務局。

○事務局

それではお答えいたします。

総合的に安い西目町に合わせるということで、その総額となる部分について、若干現在の町の状況で推移することになりますので、すべてのものを合わせたという訳にはいきませんが、現在の西目町の状況についてお答えしたいと思います。

現在、国の基準額表によりますと西目町の場合は、国の基準の36%程度が西目町の現在徴収している徴収金の基準になってございます。ですから、36%よりも若干下がるかなということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○阿部一雄委員(岩城町)

その中で保育料が増額となる階層については、合併後3年間据え置くという内容でございまして、その後新市において段階的に調整を図り統一すると、こういうように書かれてございます。3年間はまず現状のままということはわかりますけれども、その後新市において段階的に調整を図り統一をするということは、財政との見合わせをしながら段々と国の徴収基準に合わせていくという考え方なんですか。

○事務局

お答えしたいと思います。現在の調整内容におきましては、西目町を基準にいたしますが西目町より若干低いところがございます。その階層につきましては3年間据置きますけれども、その後の段階的な調整によりまして、最終的には西目町に統一するというような調整内容でございます。以上でございます。

○柳田会長

いいですか、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ほかにないようでございますので、協議第50号の「児童福祉事業の取扱いについて」は確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第51号「その他の福祉事業の取扱いについて」事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、本日の資料16ページをご覧ください。協議第51号「その他の福祉事業の取扱いについて」をご説明いたします。

これはこれまでご確認いただきました障害者福祉、高齢者福祉、ただいまの児童福祉に区分できなかった生活保護事業と社会福祉協議会に関する内容について、ご確認をいただくものでございます。調整内容といたしましては、

(1)生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき新市において実施する。

(2)社会福祉協議会に係る事業委託・事業補助については、社会福祉協議会の事情を考慮しながら調整を図る。

となっております。

なお、資料につきましては18ページから21ページに1市7町の主な内容を掲載してございます。生活保護事業につきましては、現在社会福祉法第14条に基づきまして本荘市は条例で福祉事務所を設置しその事務を行っており、各町は県の所管区域となり県が事務を行っております。

新市になった場合は、社会福祉法により新市において福祉事業所を設置することになりますので生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき新市の福祉事務所で実施することとなります。また、社会福祉協議会につきましては、昨年11月28日に本荘由利一市七町社会福祉

協議会合併協議会が設置され、現在合併に向けて協議が進められてございます。20ページ、21ページの資料のところをご覧くださいと思います。現在の各市、町の社会福祉協議会の委託事業、補助事業について掲載してございます。内容については、各社会福祉協議会のこれまでの歴史的な背景や事情もあり、それぞれに差異がございます。ここでは社会福祉協議会について総括的な調整内容をご確認いただくこととなります。新市といたしましては、合併した新市の社会福祉協議会と対応することとなりますが、事業委託、事業補助については新市の社会福祉協議会の事情を考慮しながら調整を図るという調整内容としてございます。今後、社会福祉協議会の合併協議会事務局とも十分な協議を図りながら、細部について調整、決定していくこととなります。

以上でございます。

○柳田会長

ただいまの説明に対しての何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ佐藤さん。

○佐藤千秋委員(由利町)

今、社会福祉協議会の具体的な調整方法というところを見ますと、これも調整内容というところに書かれているものと同じような文面になっておりますが、公設民営あるいは公設公営のものが民間への委託ということも考えられるというような理解でいいでしょうか。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいまのご質問でございますが、社会福祉協議会に今委託している事業、それぞれ委託でやっている部分、それから補助でやっている部分、同じ事業について差異がございます。その件については、調整をしてみたいということです。

なお、お話ありました公設民営についての委託先の変更というものは、合併に際しては考えておりません。以上です。

○柳田会長

いかがですか。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。今、佐藤委員が私どもの町は白百合苑、高齢福祉施設の経営ということで委託、町の委託事業として公設民営、当初は全く民営をやったわけですが、そうした受け入れ口、あるいは法人化立ち上げも実績がないとできないということで社協であれば3万人以下の場合はそれが認められ得るというような、そうした事情のもとに社会福祉協議会に運営を委託しております。そうした中で、今合併になった場合の今後の持って行き方というのが非常に町内でも、ちょうど定例会もございますので議論をされているところでございます。そうした中で、現在の状況のままでそれを新市においても持って行くという、今そういう意味なんでしょうか。

それから、あと公設公営に関して、これは社協とは直接関係ないわけですが、今後本荘市であれば本当に一般的な民営がほとんどなわけですからそれを町がつくり、町のほうで経営している2つの、東由利町さんと鳥海町さんの老人福祉施設があるわけですが、それは市になった場合に一般のいわゆる民営方向に経営を委託するというような、そうしたことも考えられているのでしょうか。社協はどうですか、それと外れますがまず同じ分野としてお答え願えればと思います。

○柳田会長
事務局。

○事務局

ただいまの件にお答えいたします。

現在の施設につきましては、先ほど2カ所ほど高齢者施設のお話がありましたが、児童福祉施設を含めまして公営の施設については、新市に引き継ぐということにしております。そういうことで、高齢者福祉施設につきましては、事前に確認をいただいております。

なお、今後の施設の運営等につきましては、その運営形態等を協議していかなければならないと思いますが、合併に際して今すぐ民間委託に変わるということは、今のところ協議されておられません。引き続き公営でいくということで確認をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

村上さんいいですか。ほかございませんか。ないですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではないようでありますので、協議第51号「その他の福祉事業の取扱いについて」は確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第52号「第三セクターの取扱いについて」事務局から説明を願います。

○事務局

22ページをお開き願います。

協議第52号「第三セクターの取扱いについて」ご説明いたします。

第三セクターは行政目的を達成するために、市や町が出資し株式会社などの経営形態をとる法人のことをいいますが、今回の提案は各市、町が公の施設として設置した施設について、その管理運営を委託している第三セクターについて提案するものであります。

調整内容を申し上げます。

第三セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

という内容でございます。

24ページから27ページに各町の第三セクターの現況を記載しております。ここで大変申しわけありませんが、資料の訂正をお願いいたします。26ページの岩城町の第三セクターの名称であります。左側の天鷲ワインであります、(株)となっておりますが有限会社でありますので(有)と訂正願います。大変失礼いたしました。

第三セクターについては、本荘市と由利町にはありませんが、その他の各町には地域振興などを目的とした様々な第三セクターが設立されております。総務省による第三セクターに関する指針では、一般的には次の3つの事業について活用されるものであることとされております。

1つ目が社会的便益が広く地域にもたらされる事業。

2つ目が事業収益を一定程度、地域社会に帰属させることが望ましい事業。

3つ目が民間資本を中心とする事業であるが、地域振興などの観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業とされております。

各町の第三セクターについても地場産業の振興、地域住民の雇用の場、地域振興などの行政目的を達成するための方策として設立されたものであります。

また、管理運営などについても、それぞれの地域性や住民ニーズに対応してきたものであり、第三セクターが地域活性化に果たしている役割は大きく、存続は必要不可欠であると考えられます。

このようなことから、第三セクターの調整方針につきましては設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容であります。

ただし、第三セクターは独立した事業主体であり、その経営は当該第三セクターの自助努力によって行われなければならないわけではありますが、町によっては公的な支援を行っている部分もあります。この公的な支援については、各町によりその支出形態や積算方法などに差異がありますので、今後幹事会において十分協議を重ねるとともに、合併後においては外部の専門家を活用するなど、政策評価の視点も踏まえた点検評価の充実を図り均衡ある支援方策となるよう検討していくこととしております。

また、現在各市、町で運営している温泉施設など様々な公の施設については、昨年度の地方自治法の改正により自治体が設置する施設の管理運営を指定管理者として、民間企業にも委託できるようになったことから、新市においては各市、町直営の類似施設との一体的な管理運営方策についても検討していくこととしております。以上であります。

○柳田会長

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ありませんか。
はい、どうぞ村上さん。

○村上 亨委員(由利町)

村上です。今指定管理者制度のお話も出てきましたけれども、昨年今まで公の施設にはかなり制限があったわけで、それが緩和され指定管理者制度のもとで民営化でき得るというようなことになったわけですが、それが話されたということですが内容、調整方針の中には入ってございませんが、今の説明でもちょっとわかりにくい点がありましたので、もう少し詳しくその辺を第三セクターを含めてお話願えればありがたいと思います。

○柳田会長

事務局。

○事務局

指定管理者制度につきましてのご質問でございますが、法の改正に伴いまして指定管理者制度ということにより、要するに幅広く民間の活力を、民間の力を借りるということによっていけるということになっております。それで、現在の直営施設及び第三セクターについて、その制度をどう活用していくか、この件につきましては、三セクはそれぞれの独立した経営主体でございますし、行政につきましてもどのような活用の仕方が、今後の地域振興、そして地域の活性化につながっていくのか含めてこれから協議していくこととなります。一朝一夕ではできない部分がありますので、新たな制度は有効に使いながらというように考えておりますので、検討がスタートしたということでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○柳田会長

ほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではないようでありますので、協議第52号「第三セクターの取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。この際、暫時休憩15分といたします。

午後 2時17分 休憩

.....
午後 2時33分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

継続協議中の協議第33号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、前回の第14回合併協議会で第2号委員と第3号委員の代表による合同の委員会設置を協議確認し、3月6日と本日の午前中の2回にわたり協議を行いましたので、その内容を座長を努められた西目町の齊藤議長さんより報告を願います。

○齊藤栄一委員(西目町)

それでは、私から報告をさせていただきます。3月6日は半日、そしてまた今日午前中に委員と協議しましたので、私から簡単に申し上げますので、ここだけは抜けていたなと思いましたが各委員の方々から補足していただければ、ありがたいと思います。

まずは3月6日に9時半から広域交流センター、ここで議会の代表8名、そしてまた住民代表が8名の16名、そして正副幹事長と事務局同席のもとに開催いたしました。

まず、幹事長から地域自治組織について現状の説明がありました。ただ、この議会と地域自治組織というのは住民の代表であるということには間違いありませんが、議会はチェック機能とかあるいは提案権とかいろいろなことを持つて、地域自治組織というのは行政側、いわゆる執行部側に立つものであるということを確認をいたしております。

本来の議会の議員の定数と任期についてであります。

まず、この特例については新市の移行時のいわゆる不安解消の一時的な手段であるということで、原案としては7カ月の在任特例ということにありますけれども、修正案が出ればそれを先に審議して、否決の場合はまた原案に戻るということであります。

それから、当然定数30人以下のいわゆる設置選挙ということになれば、平等なる新市のまちづくりについて最大の努力をしていくということにはもちろん当然変わりないところであります。

こうしたことを踏まえて意見交換をいたしました。全員から意見を伺っております。一般的に住民代表からは定数特例が多かったと。そしてまた議会側からは在任特例が多かったという状況であります。できれば方向づけをしたいなというふうに考えて頑張ったわけではあります、なかなか平行線をたどって、ひとつの共通点には至らなかったということで、まず住民の理解を得る、あるいは得るように努力をするというようなこともありまして、それぞれの各地域に戻って、議会側は議会側、住民側は住民の方々と話し合ってもう一度話し合いをしたほうがいいんじゃないかということで、そのときは散会して今日18日、午前中にもう一度会議を開いたということになります。

それで3月6日の話し合いの中から、それぞれの地域に持ち帰って協議した結果を報告して頂いたということでありまして、まず数できちんと分けるとするならば原案の7カ月の在任が5、それから即選挙というのが11、そのうち定数特例でというのが7、即設置選挙というのが4と、数で分けるとするならばこうなるというところでございます。

そして原案でというような方々の意見というのは、いわゆる悔いのない合併のために、これは一時的なものであるから財源も一時的なものであるというふうな、それから行革だけではないと、

様々な課題がこの地域にはいっぱい残っているんだと。あるいはまた、財源というのは各地域、対等のいわゆる最後のチャンスなんだというようなご意見がありました。

それから定数特例ということについては、4年間じっくり腰を据えて対等合併の新市の将来像の構築をしたほうがいいんじゃないかというようなご意見。それから即設置選挙というのは、住民は現在のサービスで満足しているんじゃないかと、これを感じると。多分住民というのは大方在任は考えていないんじゃないかなというようなご意見もありました。総じてこの合同委員会の意味としてできる限り方向づけはしたいなというふうに考えていたんですが、今日もできませんでした。これは結果であります。そして、その中からでも今日は少し変化が見えてきたんじゃないかなというような感じがいたしております。

それから、代表といいましても議会側にもう1人、住民側にもう1人、そしてまた正副会長がまだ、いわゆる3分の2が我々委員会のほかにおります。ということで、やっぱりそれぞれ一人ひとりが皆代表であるから、皆で協議したほうがいいんじゃないかというようなこともありました。

そしてまた、2号、3号、まだもう16名残っておりますから、皆で32人でもう一度この件について話し合ったらどうかというようなご意見がありました。とにかく急ぐなど、じっくり期間を置いて協議したらどうかということで、まず一応結論出たわけでありまして。

まずは、我々が方向づけをできない、できなかったということから、じゃあこの合同委員会というのは何だったのかと言われると思うんですが、全体会議で、または2号、3号委員合同会議に委ねることによって、いくらかは進展するんじゃないかなということで、12時半も過ぎましたので、そこでまず散会をしたということでありまして。

以上、報告に代えさせていただきますが、もうちょっと不足だなと思いましたがそれぞれの委員から補足していただければありがたいと思います。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございます。

ただいまの斉藤さんからの話を伺いますと、お互いに一生懸命ご論議されたことは十分伝わってまいりました。それで、今斉藤さんのほうから簡潔にお話されたわけでありまして、もう少し付け加えていただければなというところもあるかもしれませんが、もし皆さん方の中から、こういうことだったというようなことのご意見として発表していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか、どなたか。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。今、座長から発表あったとおりでございますけれども、数字の部分で前回と今回は変化があったということです。ちょっと私聞き逃したのかもしれませんが、3号委員に対しては全員が在任を使わないということでしたよね、意見は。

それで、在任を使わないと。議員の代表の中で、前回にはほぼ在任を使うというようなお話もあったんですけども、今回ははっきりと3町の議員の代表の方から在任を使わないことで、その残りの5人の委員が在任を使うべきだというふうな意見だというふうに私は記憶してありますけども、もし間違っていましたら訂正をしていただきたいと思います。数の上ではそういうことでした。

○柳田会長

はい、ありがとうございました。

お互いに譲り合う精神は結構でございますが。

○斉藤栄一委員(西目町)

代表といいましても、2人いるうちの1人という感じで出たというところがいっぱいありました。

ですから、我々の代表がこの人だということで代表が出て来ておりませんということから2号、3号合同の委員会開いたほうがいいんじゃないかということですから、できたら代表でない方に発言させていただければありがたいなというふうに思います。

○柳田会長

そうですね。わかりました。

今、座長のほうからそういうご発言がございましたけれども、代表でなかった方からということですが、代表でなかった方、また代表であった方でも構わないと思いますが、では由利町さん。

○村上 亨委員(由利町)

それでは、先ほどまで会議を行ったわけですが、私どもはいつものとおりで全くおうむ返しみたいなもので申し訳ありませんが、原則30人大選挙区ということで、ただしほかの1市6町の方々のご意見がまとまった方向にいけばそういうふうに反対というようなことではないということで、申し上げたわけです。

その中には定数ということもあるでしょうし、在任ということもあるかと思いますが原則即選挙と、30人大選挙区ということでまず申し上げたわけでした。

○柳田会長

それでは、東由利町さんのほうからどなたか。

○小松義嗣委員(東由利町)

私、今会長の質問の趣旨がよくわかりません。どういうことを言えばいいんですか。

○柳田会長

齊藤座長から今説明がありました。これについて何か補足あるいは意見がございましたらということで、もし補足も意見もなければ次のほうへ移りたいと思いますが、まず各町単位にお伺いしたいと思います。

○金子拓雄委員(東由利町)

東由利町の金子です。

私も事務局案で最初は在任特例のほうがいいなと思って考えておりましたけれども、最近いろいろマスメディアの話を聞いていると、やはり何か在任じゃだめかなという感じで、最近、総会シーズンでありまして、いろんな役員会開かれております、地域で。

そのたびに私がいろいろ住民と話し合いをしながら、確認を取っているところでもありますけども、ただ、我々も法定協の住民の代表であります。議員さんも地域の住民の代表だと思っておりますが、ただ、議員さんの立場と住民の代表の立場が平行線というのは、全く私最近不思議でなりません。

議員さんも住民の代表でありますから、やはり我々住民の将来のこと、地域のことを考えて、議決権を持っているのは議員さんだろうと、そういう中で随時こういう審査の調整などが7カ月、1年では決まるはずではないと住民に教えております。それで、そのとおりだと、お金はかかるんだけれどもやっぱり定数特例で地域を守ってほしいというか、やっぱり地域のいろいろ伝統なり歴史なり、また目玉商品というか、政策なんかやっぱり1市7町それぞれ持ち分があると思います。そういう中で、やはり議員さんを確保していただきたい。

そういう中では東由利町というのは人口、選挙をすると1.7人という不安の中でありまして、開けてみたら1人しかいないとなればやはり東由利町の今まで培ってきた政策などがやっぱり不安で

なりません。そういう意味からすると定数特例でやっぱり37、8人、最低でも東由利町から3人は確保して地方選挙区制でやってもらってお互いに4年間じっくり調整、例えばさっきの保育料にしてもやはり1年間で2億円近い財政というか、これは時代の流れでやはり財政と1市7町の考えを調整しながら、いい1市7町の由利本荘市の形ができていくと思うんですよ。

そういう中で、我々住民代表でありながら、議員も住民代表でありながら立場が平行線というのは私なんか最近いろんな方と相談しながらでも悩みを感じるんですよ。

ぜひ我々の住民代表の考えに結びつくように進んで行ってほしいなと思っておりますので、どうか議員さんよろしくお願いします。

○柳田会長

はい、次に鳥海町さんから、どなたかいいですか。

○今野義親委員(鳥海町)

今野です。ただいま東由利町の金子さんから大変すばらしいご発言いただきました。それで私ちょっと金子さんにお伺いいたしますが、金子さんあなたも合併の協議委員であります。今回15回目の協議委員会です。それで、あなた自身は合併協議委員としてこの15回の間、責任を果たして自分はやってきたと思いませんか。そこを聞きたいと思えます。

○柳田会長

ちょっと待ってください。会議を進める上で、お互いのやり取りは。

○今野義親委員(鳥海町)

あのですね、まず私が言いたいことは、今回15回の協議会をやってこられた合併の委員。それで私自身は何らひとつ責任を持ってこれまで果たしたと思っております。当然でしょう。まずこれまで決まったことというのは総合支所を置く、あるいは本庁舎は本荘市内に置く、そして名称が由利本荘市と決まった。これだけあります。何も決まっております。こういう中で、何も決まっていないのに、「はい、合併いたしますよ、あなた方も解散ですよ、解散しましょうと。あとはあとの人に任せますよ」という、こういう無責任なことがまずできるかということなんです。ですから、少なくともこの合併協議委員の中には半数は議員がおります。その協議委員にあとはきちんとお任せをして見届けをしていただくという、これが常識ではないでしょうか。私はそう思います。更には、「はい、合併しました。解散します」とこうなりますと、何ら条例も何もできてないんです。やはり、これから新しい市のスタートであります。議員に立候補する方は、地方自治法に1つも触れることのない潔白な人がこれ立候補しなければいけません。そのためにも、条例をひとつ作らなきゃいけない。いわゆる議員の政治倫理の確立の条例、これをきっちり作ってそして新しい人にバトンを渡す。これが私どもの責任ではないでしょうか。そうしないと、またいろんな、とんでもないことが次々出てきますよ。ちなみに私の鳥海町では平成7年におかれまして、いわゆる地方自治法の92条の2項に書かれておりますが、議員の兼業禁止というところで私どもの町では議員の血族の三親等までは入札の指名はしないと、こういふように議決をしておりますよ。こういうような倫理の確立をきちんと我々は作って、そしてバトンを渡すと。これが当たり前ではないのでしょうか。

ですから、その期間はやはり6月の定例会、9月の定例会、2回あれば十分に間に合います。更には、これまで協議なされてきたもの、それでは決められることはないだろうと言われるんですけども、これからこれあれでしょう、6月の仮調印ができますとこれは文書化になってくるんですよ。最終的にはこれを議会で決めます。ここでは決められません。そのためにも、ぜひとも今いる議員は残ってきちんとそれを確認しなければいけない、そういう私は義務があると思えます。そういう

ようなことから、私はやはり原案でありますこの7カ月というものを支持したいと、こういうふうに思います。

○柳田会長

鳥海町の松田さんからいつもご意見いただいておりますので、今日もひとつ今野さんの意見と同じで何も決まってないというふうな認識でしょうか。

そこをひとつお願いします。

○松田 訓委員(鳥海町)

この場ではお互いに個人攻撃はしないことというのは申し上げましたけれども、いずれにしても私の立場はやはり新市を立ち上げるということは、それなりの覚悟が必要でございます。

したがって、あくまでも財政が基本になります。いろんなことも、どこに何をやるのかも基本でございますけれども、それを決めるためには新しい議員の皆さんで4年間じっくり取り組んでいただきたいということでした。

それで、そうなりますと30人ですと、この前申し上げましたけれども、数の上では本荘市が15人、これは人口比例した場合です。人口比例にした場合、7町が15人という形、構図になります。私はやはり、新しい市に不安を持つのは本荘市よりも7町のほうなんです。となれば、それを解消するためには少しでも議員を多くして、いわゆる定数特例があるんですからこれを多くして、新しいまちづくりに4年間じっくり取り組んでいただきたいと。この定数特例の数は30人台でも良いでしょうし、あるいは40人近くおってもいいと思うんです。そういう形でぜひお願いしたいと。

それで、先ほど会長さんからありました。今まで何も決めないと。ただ、何も決めないということはないんですが、確かに新市において調整するという項目が非常に多いわけでございますので、こういう意味から即解散、30人では非常に心配だということを常々申し上げまして、何とかひとつ住民・議会対立という意味じゃなくして、やはり安心して7町の皆さん方が取り組んでいける、住民の皆さん方がいわゆる新市に向けてスタートできるという構図をここで何とか話し合いで決めていただきたい。

そのためには、今日代表で話し合いました。平行線でした。そのためには、やはり少しでも変化を与えるためには2号、3号委員全員で話し合うということ、私が提案したものでございますけれども、このことも皆さんにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、ありがとうございました。

鳥海町の高橋さんいいですか。もし発言されるとすれば。

○高橋和子委員(鳥海町)

よろしいですか。

今、松田委員さんと同じ意見でございます。私たちは一体でございます。すべて相談をしながら住民の方々のお話を聞きながら、ここで発言しているものでございます。それで松田さんと同じ意見でございます。

私は最初、松田委員さんもおっしゃいましたように、在任特例でなければ大変でないかなと、住民の方々の不安が解消できないのではないのかなと思っておりましたけれども、松田委員さんがおっしゃいましたようなこの前からの発言のように、定数特例で小選挙区、定数特例でやったほうがベターなのではないかなと思っております。私の意見といたしましては、新市になりまして新しい議員がやるのは当たり前のごとでございます。それは原理原則のごとだと思っております。

新しい市になりますと新しい議員がやるのが原理原則。ただ、定数が30名ということになりますと、やはりさつき松田委員さんが申しあげましたように鳥海町の場合、大体人口割にしますと2名ということで、住民の方が、激変をするということに不安を感じておるので、そこら辺はやはり定数特例で議員の方々をもう1人、2人多くしていただくということで、安心感が生まれるのではないかなと思っています。

安全・安心というのは住んでいる者にとっては一番の、行政に対しまして一番の思いでございます。安全であるというのは国を滅ぼしてもらいたくない、地域を滅ぼしてもらいたくない。安心というのは気持ちです。ですので、気持ちを、安心を持ちながら生きていくと、生活していくということになりますとやはり激変ということは大変住民の方々には不安だということで、それで定数特例をお願いしたいということをおっしゃっています。以上です。

○柳田会長

松田さんいいですね。それでは西目町のほうに移ります。

○三浦重夫委員(西目町)

私、最初から原理原則で新しい市が誕生した時点で新しい市長、新しい議員の30名というふうなことを主張してまいりました。

でもこの委員会に入りましてさまざまな方々から、さまざまな地域的なことやさまざまな不安やらそういうふうなことも非常に説明を受けて、真摯に受けとめております。

まず、そういうふうなことで由利町の議長さんと同じような主張でございますけれども、この大多数の方々が在任特例なり、定数特例なり、そういうふうな方向に進むということであれば、喜んでそういう方向に協力したいと考えます。以上です。

○柳田会長

次に大内町さんのほうから。

○小笠原良一委員(大内町)

はい、大内町の小笠原です。

私も以前から言っているとおりなんですけども、先ほども鳥海町の松田さんと全く同じ意見でありまして、やはり4年間じっくり今後の将来を見つめて検討していただきたいということで、定数特例ということなんですけども、やはり42名以上になりますと逆に財政面で、在任のほう良かったということになりますので、その辺を考慮していただきながら特に先ほど出ました第三セクター問題なんかは、むしろこの問題よりも大きな問題になっていくのではないかと考えているところであります。

佐々木委員は30名即というわけなんですけども、原則的にやはり在任ということではなく、やはり定数特例でひとつお願いしたいという意見であります。

○柳田会長

大内町さん、ほかの方いいですか。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。会議を重ねること数回になりますけども、当初私の地元は既に申し上げておりますけども、私は今この原案に対する質疑がこれまで進んできたと思います。そういう意味で何も言うことはございません。幹事会案の原案を貫きたいと、そう思っております。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございました。岩城町さんから。

○前川 侑(岩城町)

岩城町の前川です。岩城町は、私は前回も申し上げたとおりであります。先ほど東由利町の金子委員さんがおっしゃってました。議員も住民の代表、そして住民代表の委員の皆さんももちろん住民代表であります。ですから前回も申し上げたと思いますけども、住民代表の委員さんがだめだというものを、議会代表の委員がそれをごり押しするというのは私はどうかかと、私はそう思っております。

在任特例は、激変を緩和する、あるいは住民の声が届かなくなると、こういうふうなことを言われておりますけれども、しかし激変を緩和するといってもじゃあ7カ月後どうするのか。7カ月後は何となってもいいのかということには、私はならないと思っておりますが、本当に激変を緩和するのであれば132を100、100を70、70を50、それから30と。これが激変緩和だと私は思います。ですから、7カ月後のことを考えると、果たして在任特例を使って7カ月はどうだろうかかと私はそう思っております。ですから、住民の皆さん、代表の皆さんがここで在任特例はだめだというものを私は議員側だけが、それをごり押しするというのはどうかかと思っております。

それで、私から申し上げたいんですけども、まずこの原案をどうするのか。私は原案をもし在任特例を適用、もしこれを却下するということになれば在任特例を適用しないということになるわけですけども、まずこの原案をどうするのか。このままでいいのか、これいつまでもこのままで持っていくのかどうかということを確認するべきではないかと。結局、これを却下されますと在任特例がだめだと、こういうことになるわけで、じゃあ残った定数特例と即失職ということの2つになると思っております。ですから、私はこの原案をどうするかということを議論すべきと思うんですけども。

○柳田会長

意見として、次に移ります。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。先ほどの合同委員会のちょっと補足を最初にしたいと思っております。在任が5、定数が11、11をあえて割ると即選挙が4で7が定数特例というようなことでしたけれども、ちょっとニュアンス、とらえ方私は違ってまして3つそれぞれある中で、あえて選ぶとすればということで16人が会議の雰囲気データを伝えるためにということで数字の確認をいたしましたので、それでいきますといわゆる在任が5、即選挙が4、それで定数特例でいこうというのが7で、これで16でその即選挙の中に、しかし全体がそういう1つの方向に定まるのであれば、それに対して反対するものではないと。その場合はいわゆる在任特例でもいいし定数特例でもいいという意見の人も入っています。だから、5と11という比較をすると非常に大きな差があるように見えますけれども、そのような状況下にあったということを少しだけ補足をさせていただきたいと思っております。

それで、住民側のほうは先ほどから何度も出てますように、私自身も含めて在任特例でいこうと最初は思っていた人が多いと思っております。それが132人が6カ月、7カ月後には一挙に30人というそういう大英断をしているわけでありまして。それで期間は短いとはいえ、1市7町の8つの自治体が1つになるという部分にあって、総力を結集していわゆるバトンタッチゾーン、あえて短いバトンタッチゾーンに皆でエネルギーをかけて1つの町を生み出すということで、在任特例というのは非常に大きな私は英断だと思っております。しかし、それで、住民の今世論の中で理解が果たして得られるだろうかということを考えて、いろいろ今のような定数特例という案が出てきているんだと思っております。ほかの市の例であれですけども、言わなくても皆さんわかっているように大仙市は146人、決めた翌日から反対運動が起きています。それは内部から、市議会議員の人方が辞めるといって何人も出てきたり、あるいは住民運動で反対だという署名が起きたりするというのが、いわゆる現実だということはある程度とらえないといけないと思っておりますし、前回も言いました東京都

議会127人と比較すること事態が本来おかしいと思います。基礎的自治体である1市7町と東京都という特別区と比べること事態がおかしいし、実は今日は、あまり気になったのでちょっとインターネットで調べてみたら東京都はもちろん23区があって区議会議員がいて、ちょっと正確ではないかもしれませんが23区で887名、東京都下の市議会議員が約700名、いわゆる1,500名、1,600名以上のそれぞれの地域の自治体の議員がいた上に東京都1,200万人の127名がいるというふうに報道して、これと比べてどうですかって報道されてるならいいでしょうけれども、決してそうではなくて1,200万人の127人と9万3,000人、4,000人の132人みたいな比べ方をされています。そういう意味で、事実は東京都議会議員が127人いるということだけが事実であって、比較対象したらむしろ適切でないというよりも、もっとむしろ危険なことだと思います。

なぜならば、いわゆる全国紙の第一面に大きな見出しで、そういう文字が踊るということはアナウンスメント効果を考えると、そういうふうな感じを持ってしまうということは非常に危険であります。ここで、その報道に関してどうこう言いたいのではなくて、そういう様々な状況をとらえた上で、我々1市7町ではどういう形の中で住民の納得の得られる結論を出さなければならないかということを考えなければならないと思います。

そして、前回の会議でも出ましたが、地域自治組織の十分な議論をしなければならないと思います。大きな広域の自治体が生まれるということで、地域自治組織は今までになかった住民の声をしっかりと聞く、あるいは声を聞くだけじゃなくて住民と行政がどうやって共同して新しい町をつくっていくか、全く新しい住民自治組織をつくるということは、どうしても直接は、法律的には関係ないとはいえ、この大事な議会議員を選ぶ方法についてどうしても関連してくるテーマなのかなと思います。

そこで、定数特例という中で、なかなか住民自治組織も今これからいろいろ協議されて、もし設置されることが決まったにしても、果たして半年、1年で機能するかどうかということもあります。

住民自治組織というものを1年、2年、3年かけて充実をさせていきながら、議会議員にも大事な役割をしてもらうために、各町にその1期4年間だけは8つの自治体が1つの自治体に一体感となっていくまでは、それぞれの地域の議会議員が選出をされて、それなりの人数が選出をされ、そして4年後、1期後には30人の設置選挙をするというのもひとつの十分考えられ得る選択肢ではないかということで、主張しているのであります。

すると必ず、今度は財源の話になると思います。財源の話になれば、確かに定数特例でやった場合は在任特例の場合よりもおそらく多くお金がかかるとは思いますけれども、経営でいう原価意識ということを考えたときに、原価意識というのはただ単に減らす、削減するというだけではなくて、原価意識とはいかにしてお金を使わないかではなくて、お金がいかに有効に活用されるか、本来の目的にかなうために有効に活用されるのかということが原価意識なので、定数特例を使った場合はお金は多少かかるけれども、新しい自治体をつくっていくためには、どうしても必要なお金だということを住民の方にも説得をして、お金はかかるけれども4年間で今度は長いバトンタッチゾーンの中でつくっていくんだということを訴えながら、定数特例の考え方もお伝えをしていかなければならないのかなとこう思っております。そういう意味で、住民側の意見は私だけの意見ではなくて、おそらくそういう意識に立った上で定数特例というものを主張している人の方が多いのではないかと思います。

○柳田会長

これで各市町から一通りは伺いましたけれども、まだ時間もありますので、どうぞ。

○工藤兼雄委員(本荘市)

先ほどから、代表でない人の意見を聞くことで回ってくるかなと思っただけかわされました。まず、第1点は、今日の午前11時からの審議の中でさっき齊藤座長さんからいろいろなお話、結論的なことだけ聞きましたけれども、それについていろんな案文がありました。そういう方々の今、村

岡さんからお話も若干ありましたけれども、そういう方々の意見がどのような意見を収集されたのかということも、まずそれをお聞きしないと私もそれに対する回答をすることはできません。これが1つでございます。

それからもう1つは、私の意見から申しますと先ほど住民の代表の方の意見を聞かないようにごり押しするとか、いろんなかなり気にかかるような言葉が大変ございました。私も今までは新市の名称を決める、あるいはいろんなことをするというので、やっぱり何とかこの合併協をいろんな形でもっていくためにということで、意見も差し控えていました。そういうことになりますと、当初私どもは私個人であればやはり新しいまちづくりですから、当然これは30名で一発勝負と。大選挙区というのがこれ原則でございます。

ですが私ども本荘市の議員の24名の中の大半はやはり原案を尊重するというので、いろんな今までの会議を重ねるにも、いろんな協議会を開いたり、委員会の協議会を開いたりして、ここまでいろんな意見を拝聴しながら来ております。確かに反対の意見もございました。

在任特例を使って、あるいは30名でやっていく、いろいろありました。そういう中で24名のうちの大半が私どもはこの原案を可とするということで、私も代表という形でここへ来てます。

本荘市の場合も、来る前にいろんな協議会を重ねて5名でやってきております。そういう中で、いろいろ5名の中で意見を拝しながらここに臨んでいるわけでございますが、各町の方々の議長と議員さんあるいは議員さん同士、あるいは3号委員の方々、意見が皆ばらばらなんです。これではここで個人的な意見を出しても限界がある、私はやはり町の皆さん方は代表と、2号、3号の代表で来ているんですから、それぞれのまとまったある程度の意見をここで排出していただかないと、いつになっても決まらないと思います。

また、私どもは原案をこのようにしていろいろと幹事会で練られて、そしてまた議長会でいろんな意見を出されて各町、あるいは市の意見を拝聴しながら決められた原案だと思います。

私は、この原案を尊重しながらこれをどうしたらうまく1市7町、新しいまちづくりのためにこれからやっていけるのかということ、私はまずそれを考えなきゃならない。今ここへ来て原案を否とするような意見がたくさん出ておりますけども、その前にもう少し原案をどうするのかということ、先ほど意見が出ておりますけども、まずはそこから踏み込んで行かないといつまで経っても意見はまとまらないのではないかと思います。

○柳田会長

そのほかございませんか。ご自由にご発言ください。

はい、斉藤さん。

○斉藤栄一委員(西目町)

ただいま工藤委員さんのほうから、今日の11時からの会議の中の意見が全然報告されていないじゃないかというようなご意見がありました。私丁寧に言ったはずなんです、聞いていなかったのか忘れたのかわかりません。

まず、3月6日の会議を踏まえて、今日やったということですので申し上げるのは、ちょっと時間が無駄でありますので、簡単にいわゆる原案に賛成という方のご意見は悔いのない合併のために、これは本当一時的なものであるから、財源も一時的なものであるというようなご意見もありましたし、もちろん財源もあります行革だけではない、いろんな様々な課題があるんだというようなこと。

そして、在任というのは各地域が対応に合併をするための最後のチャンスだというようなことがこの原案に賛成という方々のひとつの意見で、理由ということになります。それから定数特定というのは、今までいろいろご意見がありましたけれども、4年間でじっくりと腰を据えて新市の新しいまちづくりの構築をするんだというようなことが大きな柱であります。それから即設置選挙というのは、もうもはや今は住民というのはもう現在で住民に対するサービスは、行政のサービスとかこ

れでいいんだと、即新しい議員で新市のまちづくりに励んでほしいというようなことが、まず代表される意見であったと私は思います。

それで、私今2、3分で説明しましたけれども、これはもう1時間半以上にわたっての質疑であります。

ですから、私はもし何か違ってあったら誰か補足してほしいということを行っているだけでありまして、ただし最後になりましたけれども、委員というのは2人のうちの代表であるとして、2人のうちのどっちがいいだろうというような方もあったというようなことからして、やっぱり8人、そしてまたもう1人ずつ残っておりますから8人、いや16人、32人、そしてまたできれば正副会長、ここは全部同じことになりますけれども、まずそういった方々の全体の意見も聞いて一応の方向づけをしたほうがいいんじゃないかということで、今日は散会したということであります。

あと、すべて個人の意見じゃないかというようなことが今言われましたけれども、各町の議会からは議会の中の質疑、討論した結果、協議した結果を報告してもらっておりますから、私は決してそれぞれの議会からは個人の意見だとは思っておりません。

当然、私も西目町の議会。そして今日、報告したのは全体の報告ということにしておりますから、私は決して個人の意見ではないと思っております。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

事務局にちょっとお伺いしたいんですけれども、合併をいたしまして、議会が解散いたしますと選挙管理委員、管理委員会はどういうふうになるんでしょう。

○柳田会長

事務局。

○事務局

選挙管理委員につきましては、すべて失職いたしまして、現在の選挙管理委員の互選によりまして、「暫定選挙管理委員会」というものが設置されます。

以上です。

○柳田会長

いいですか、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

失職はすると、こういうことですが、じゃあこの協議会の協議の委員の中で暫定的に決めるということですか。

○事務局

いいえ、違います。現在おりますそれぞれの市、町の選挙管理委員であった方々の中からの互選ということになっております。

○今野義親委員(鳥海町)

はい、わかりました。それで、普通であれば議会で議決が必要でしょうが今回は特例でいらないというわけですか。互選ですから。

○事務局

あくまでも、暫定ということでの互選ですので議会の議決はいりません。

○柳田会長

そのほか、まだまだおそらくたくさん皆さんおありでしょうから。

先ほど岩城町の前川さんから、原案はどうするかということと、それから東由利町さんも原案をどうするかということのテーマなんです。

この前、原案を白紙にするか取り下げるか、という問題が出ました。

そのときには2号委員、3号委員の方々に意見を出してもらってそして、それに幹事と事務局が入って、それを修正をするということにしたわけです。

その原案をどうするかということは、原案はここにありますが、原案を修正されるとすればその原案に対して、この次にこれについて皆さん方からその確認をいただくという段取りです。原案についてどうするかということはそういうことでご理解ください。

はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。実は、私は原則論なんです、この前の協議会の際に修正案として皆さんが定数特例を取るというようなご意見が多いのであれば、それを修正案として追加提案したらどうかという意見も申し上げました。そうすると、この原案をどうするかをはっきりするのが先だというようなご意見がありましたけれども、まずその辺も含めて皆さんから、ご意見伺えればありがたいなと思うんですが。

○柳田会長

先ほど座長の斉藤さんのほうからのお話で、ご意見として32名でもう一度協議すべきだと。この間は2号委員、3号委員、それぞれ8名ずつということでしたけれども、2号、3号委員は今度8名ずつでなくて全員で協議するべきでないかと。

それから急ぐな、慎重にじっくりというようなことも申されました。

ですから、この問題は、様々新聞報道がありますが、地域住民からすれば、様々なそうした懸念されることもありますので、斉藤座長さんのおっしゃったことは、まさにそうした住民の方々を尊重した意見に感じます。

それで今日は、各委員からそれぞれ、ご意見を賜ったところではありますが、皆さんが急ぐなでなくて、早く早くということもあるかもしれませんが、斉藤座長の話されたことについて皆さんどうでしょうか。

これは違うと、もし座長さんのおっしゃったことについてご意見があったらどうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

大内町の小松であります、この原案の取扱い、これをどうするのかと、こういう意見がありますが、私は幹事会が責任を持って提案している原案でありますから、定数特例の話が出たり、あるいは即選挙というような意見が出ているから、原案をどうするのかというような取扱い方法はすべきでないと思います。

あくまでも原案が提案されておるのでありますから、その結論を出さずに継続としているわけですから、2号3号の委員だけでなく1号の会長副会長方の意見を十分尊重して、引っ込めなければできないような事態になったときに初めて引っ込めるものであって、2、3の意見があるからといって、これは引っ込めるようなものではないと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

先ほど以来、原案をどうするかというようなことが出ておりますが、原案は原案として最後まで残るということでありまして、この中で原案に対してどういうふうにしたらいいかというこの意見が、例えば議会であれば修正案、修正答弁が出ると。とすると修正討議のほうが先に質疑するんですね。

それで、もしその修正案が可決された場合は、当然原案がなくなるとそういうことになりますから、やっぱりこの中で最高のものであるということを審議した上であれば、私はそれで結構だというようなことは、今まで幹事会のほうから、幹事長からも言われておりますし、この合同委員会の中でも確認はしております。

ですから、このままでお互いにいい方向を見いだしていこうと。今すぐ結論を出そうというんじゃなくて、お互いに皆で話し合っただけで結論を出したほうがいいんじゃないかというようなことが出てきたわけでありまして。

したがって、できれば本当はこの中で皆で話し合ったほうが一番いいのではないかなというふうに思いますが、合同委員会で代表でなく、議会と住民皆でお互いに話し合いをしたほうがいいんじゃないかということから、この意見が出てきたわけでありまして。

以上です。

○柳田会長

それでは、暫時休憩します。それでは45分から再開します。

午後 3時29分 休憩

.....
午後 3時45分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど来、続いているわけでありまして、ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。眞坂さん。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

今までの経緯を踏まえまして、一言申し上げたいと思いますが、小委員会での座長である西目町の議長さんから2号委員と3号委員がもう1回話し合いをして、そしてできるだけ一本化に向けて頑張りたいと、こういう意見のようですので、今日ここで決めるわけにはまいらないと思っておりますし、その意見を尊重して今日は散会すべきでないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○柳田会長

ただいまのご意見は、先ほど2号委員、3号委員の座長を務められた西目町の齊藤さんからの意見の合同で会議をやるべきだということを今、眞坂さんからお話ございましたが、これについて皆さんいかがですか。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。今日の小委員会、そして法定協での今の話し合いの中で、私は相当の方向性が見えてきたというふうに思っています。それは個人的に違う場合もあるかもしれませんが。しかし、前回の16人、各町1人ずつ、2人の委員会を立ち上げて何とか方向性を見つけて前進して

ほしいといって小委員会立ち上がったわけです。さらに、また32人に戻って審議する必要があるんでしょうかというふうに私は逆に疑問を持っております。何回も、大体話は個人個人からずっと出ていますので、意見は相当煮詰まってきたと思います。方向性も見えてきていると思いますので、もし小委員会を開くのであれば、16人のままのほうがいいのではないかとというふうに私は思います。

○柳田会長
ほかに。はい。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤でございます。隣りで言うのもちょっと格好悪いんですけども、まず私としては先回、前のとき小委員会で検討されたときはこういう意見がありますから議会で協議をして今日はまずおいでくださいということで、今日は11時から合同委員会に来ているわけです。

それで、その議会で決まったことをご報告を申し上げているわけですし、そのものが即今度決議になるということであれば、大変その議会の了解を得ないでここで私は決めることはできないと思います。

というのは、6月の定例会で事項がまたかかってまいりますので、その段階でいろいろクレームが付いたりすると、逆に長引くということになると思います。

そうした形ではなく、やはり32人でも結構だと思いますので、これは本部提案ですので会長、副会長さんの皆さんが提案しているものですので、じっくり審議するということと新しく出た定数特例ということになっておりますので、やはり議会なりで協議をされてくるということが私は大切だと思います。

議会対策というものも考慮に入れていただきたいと思いますので、32人合同での意見の交換というのは、私は大変意義深いものだと思いますので、そっちのほうにお願いをしたいと思えます。

それから先ほど、岩城町の前川さんからお話がありましたけれども、個人のやり取りということではないと思いますけれども、議会がごり押しをするという言葉が2回ほど使われておるわけで、どの時点でこの小委員会なり、この場で議会がごり押しをしたのかちょっとお聞きしたいと思えます。ここに傍聴の皆さんもおりますし、いかにも私ども議会の代表が7カ月でなければできないと、事務局提案でなければできないという、私はどなたからもごり押しをした言葉は聞いておりません。

お互いに小委員会でも申し上げましたけれども、それは1つの住民代表の皆さんの定数特例というのも1つの考え方で、法定内のことでお互いに歩み寄りすべきではないのかというところまでいったんですけれども、これはお互いに譲らなかったわけです。

もし議会が譲らないとすれば住民代表も譲らない、そっちもごり押しなわけで、やはり私は適切な言葉ではないだろうと思えますけれども、どこの時点がごり押しになったのかちょっと聞かせてください。

○柳田会長
さて、どうしたらいいのでしょうか。

お互いの論戦はというふうなことで、先ほど取り上げなかったんですが、佐藤さんその辺でひとつよろしく。

座長にまかせて。前川さんの答弁は求めないことにしていいですね。

○眞坂孝衛委員(烏海町)

鳥海町の眞坂でございますが、今矢島町さんから2つの意見が出ていまして、いろいろと。私は、確かに代表というか半数の16名でやりました。

しかし、それがこの場で、傍聴者の皆さん方がたくさんいる中で、その内容はというふうになりますと、何かそこで32人がお互いに時間を潰し合うような気がするのでございますので、したがって、私は32名の2号、3号合同の委員会をしたほうがいいと、こういうことでお願いしたいわけでございます。

○柳田会長

それでは今野さん、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

今、二人の意見ありましたけれども、小委員会はまだ二度開いているでしょう。それで、また32名と言われてもこれだけ皆集まっているんですから、まだまだ大丈夫です。時間はありますよ。5時まで。もう少しお互いに議論したほうがいいと思います。

それで、私は先ほど言ったように、やはり合併協議委員としてこれは最後まで責任を持たなければいけないということ。更にはやはり新市のスタートでありますので、議員は潔白な人が立候補できるようにやはり議員の政治倫理の確立条例というものを、これをやはり作ってそしてバトンを渡さなきゃいけないと、こういうふうに思います。それで、この7カ月議案を出したというのは、やはり事務局の提案であります。

それなりに副会長さん方もそれをOKと認めて出したものと思いますので、ここでもう一度副会長さん方一人ひとりのご意見をひとつ聞かせていただきたいと、こういうふうに思います。

○柳田会長

それでは、その前にその潔白ということ言われた、誰を指して潔白とか。その辺をちょっと。

○今野義親委員(鳥海町)

誰ということじゃありません。あくまでも地方自治法の9条の2項にいろいろなことがあります。そういう意味合いから言っているものでありまして、誰を指すとかそういうことじゃございませんので。

○柳田会長

お言葉をお返しするようですけども、議員に立候補する方々は、皆潔白だということで立候補されていると思いますし、今後出られる方々ももちろんそういうことで出られると思いますので、ここで潔白云々ということは。

○今野義親委員(鳥海町)

今ここでそうということじゃなくて、要するにこういう条例をつくるには議会でなければいけないと、こういうことを言っているんです。ですから、在任をやれば、6月、9月の定例会、2つありますよ。ここでこの間でできると思うのですよ。そういう意味で言ってるんでして、ここでどうにか決めようとか、そういうことじゃありませんので。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございます。いろいろ勉強させていただいて、先ほどの小委員会から、のどが詰まるくらい頑張ってきたつもりですが、そういう意味でも、今、今野さんが言われたことはおそらくそういう抵触しないということで、それ以外のことではないと思うのです。今会長が言われたように、私がここで弁護するわけではございませんけれども、そういうふうな意味と理解しています。

ただ、先ほどの件について1つだけお願いがあるんですけれども、先ほど矢島町の佐藤さんが言われてましたこと、ごり押しとか何かということで理論展開は、話をしたことは一切ございません。それはお互いに同じことだと思うんです。

要するに2号、3号も同じだと思いますし、そういうふうなことで自分たちの考え、それはごく自然の中で述べてきたという私はそういうふうに思っております。ですから、今鳥海町の眞坂さんからですか、言われましたこと、これは今日ここで、この場ででなくてやっぱりもう少し時間をかけてやるべきだと私は総合的に勘案してみたいなと思っております。

今この場でやり取りとかもちろん大事ですが、その前に先ほどの中では代表を選んだわけがございますけど、やっぱりこれもう1回、いろんな形の中でお話してみる必要もあると。代表だけで話しているとまたここに来てまた同じことの繰り返しで、こんなやり取りになってしまうので、私は今日はこれで散会が適当だとこのように思います。以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ佐々木さん。

○佐々木正男委員(大内町)

大内町の佐々木でございます。

この問題については非常にデリケートな問題でございまして、私どもも住民のエゴとかという形でお話してるわけではございません。住民の皆様のご意見を代弁するという形の中で、しかも自分自身の1つの見識の中でお話しているというような感じを持っております。それで昨年ですか、私ども委員になりましてから秋田で研修会がございました。

確か岐阜の山県市の合併のお話でございまして、そのときの事務局長をされた方のお話を聞く機会がございました。非常にこの問題につきましてはデリケートな問題であるし、もう私どものほうとしては原案を出さないで議員の皆様にとんと白紙で出して、その中で話し合ったという、そういうふうには私には伺いました。非常に議事録にも書けないような言葉もどんどん出てきて、大変だったなということで。これは東由利町のときも私、ご質問をいたしましたけども、やはりそもそも原案をつくる原案が議会の方々からまとまったものを何とかすり合わせて出て来たものですから、それが原案で要するにこれがどうかという形ですと、やはり事務局のほうでは、通るような可能性を探るでしょうし、私ども住民に、より理解を得られるようにということで非常にご難儀された内容だと思うのですね。

ですので、いろいろこれについて、今まで何回となく皆さんでお話し合いをしてなかなか落としどころが見つからない。それで2号、3号それぞれ一人ずつ話し合っ出て、非常にそういう人数の少ないところでお話したらもう少し効率のいいお話ができて方向づけができるんじゃないかなということで、今日の午前中に2回目のお話をしたわけでございます。

それで、さっき茂木さんから1つの方向づけができたのではないかなというお話なんですけど、それも3月のこの間の6日の日とはちょっとまた変わって議会の皆様は議会でお戻りになっているいろいろお話を聞き、そしてまた我々も住民との接触の場でいろいろお話を聞いた。それを出し合ったら16人のうちに在任という方が4名、先ほど西目町の議長さんからお話あったことなんですけども。5ですか。それから即設置選挙というのが4名、それで定数が7というような形ですよ。これがひとつの応の今まで2回やった中での話し合いの大体の方向づけということでございまして、広げましてまた32人でお話するというよりは、このひとつの、今日までの委員会のお話の中で、それぞれ2人ずつでございますのでお話をした代表がそれぞれ1人ずつ参加をしてまた

もう少し話し合ってみるという方向の中で、私は茂木さんのお話のもう一回、このメンバーでという、16人の午前中やったメンバーでもう一度お話するという事に賛成でございます。

○柳田会長

今、このまま継続するにしてもなかなか重要な問題です。

新市のスタートが良く行くか行かないか、大事な内容でありますので、今日のこの時間では決められないなと思います。

そこで、委員16人と32名の2つの案が出されてましたが、どちらがいいか、挙手願いますようか。

会長、副会長は手を挙げなくても結構です。

はじめに、2号・3号の32名の全員で協議することについて、賛成の方挙手を願いたいと思います。

【挙手】

○柳田会長

挙手多数であります。

それでは、2号・3号委員全員で。これまでも真剣にご討議いただきましたけども、更にまた住民の声を聞きながらご協議いただきたいと思います。

この小委員会に、幹事会のほうからも参加いただくことにし、この件については継続審議にさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議ないようでございますので、そのように決定します。

○今野義親委員(鳥海町)

異議ございません。ただ、先ほどちょっと言ったように、やはり事務局で出されたものですから副会長さん方もそれなりに見てOKをしたと思いますので、だから1人ずつのご意見を伺えればひとつ参考にしていきたいと思っておりますので、それひとつよろしく願います。

○柳田会長

小委員会立ち上げましたので、ひとつ今野さん、ご理解いただいて終わります。

それではこの際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上をもちまして協議を終了しました。

次第6、事務局より次回日程を連絡します。

○事務局

次回、第16回協議会の開催日でございますが、委員の皆様方には各市、町より事前に連絡いたしておりますが、4月23日第4金曜日でございます。4月23日第4金曜日でございますが、開催時間は午前中からにしたいと思っております。ただ、時間等につきましては後ほどご連絡したいと思います。こちら本荘由利広域交流センターで開催いたしたいと思っております。当日は、時間的にかなり長くなる部分もあろうかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。それから、先ほどの32名の小委員会ということでございますが、この日程につきましては、事務局のほうから各委員の皆様方に連絡いたしまして、決めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、緊急に日程を変更する場合等もございますので、その点はよろしくお願いいたします。以上でございます。

それではすみませんが2号、3号委員の皆さん、終了後ここで待機いたします。

○柳田会長

以上をもって終わりたいと思っております。それでは2号、3号の委員の皆さんよろしくお願いいたします。

午後 4時05分 閉会